

てあてリハビリ訪問看護ステーション松戸 運営規程（医療保険）

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社てあてが設置するてあてリハビリ訪問看護ステーション松戸（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業の名称及び所在地）

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名称：てあてリハビリ訪問看護ステーション松戸
(2) 所在地：千葉県松戸市常盤平陣屋前 4-17 トーシンビル 203

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 名以上（内、常勤 1 名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

（営業日及び営業時間等）

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。
(1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする（祝日は営業する）。但し、12月30日から1月3日までを除く。
(2) 営業時間：午前9時から午後6時までとする。
2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備し必要に応じて適切な対応ができる体制とする。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 医療保険の利用条件を満たした方への訪問看護は、主治医の指示と病状により、利用時間（30分～90分）や利用回数を定めるものとする。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。

(4) 家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

- 第 10 条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

- 第 11 条 1 指定訪問看護を提供した場合、健康保険法等に規定する基本利用料の支払いを利用者から受けるものとする。
- 2 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、費用の内容及び金額について別途定める料金表による説明を行い、同意を得るものとする。
- 3 医療保険対象外の自費サービス利用料金として別途定める料金表による額の支払いを受けるものとする。
- 4 訪問看護に要した交通費は別途定める料金表に従い、またおむつ代等は実費相当の支払いを受ける。
- 5 本事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料（個別の費用ごとに区分）の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常業務を実施する地域)

- 第 12 条 ステーションが通常業務を行う地域は、松戸市全域、柏市、鎌ヶ谷市、市川市に関しては、ステーションより半径 6 キロ圏内とする。

(相談・苦情対応)

- 第 13 条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

(事故処理)

- 第 14 条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(高齢者虐待防止)

- 第 15 条 ステーションは、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用も含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 ステーションにおいて、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。
- 4 前第 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

- 第 16 条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後 1 ヶ月以内の初任研修
- (2) 年 4 回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管しなければならない。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日に改定。